

清初における六部の設置とその意義

——太宗の「集権化」政策の一例として——

磯部 淳史

はじめに

清朝における六部の制度は、入関前、太宗ホンタイジ（皇太極 Hong Taiji）の天聰五年五月に、明朝の六部に倣って導入・創設されたものである¹⁾。

清朝、特に清初²⁾における国家体制は、八旗制度を基調とした「連旗制」と通称される分権的連合体制であり³⁾、皇帝といえども両黄旗を領有する旗王の一人に過ぎなかった⁴⁾。太宗ホンタイジは、こうした連合体制に対し、その一代を通じて皇帝＝ハン権強化政策を推進し、本稿で扱う六部も、太宗の所謂「集権化」政策の一つとされている。

しかしながら、太宗朝の六部については、正面からこれを扱った研究は極めて少なく、中国の研究者によって、太宗時代を通じての一連の集権化政策の中で、概略的に語られるものがあるのみである⁵⁾。これらの先行研究には有益な指摘も多いものの、論考の性格上、細部への考察を欠いており、さらに詳細な検討を加えることで、清朝の六部の特性をより明確化すべきであるように思われる。

また、前述のように「集権化」政策の事例とされている六部であるが、この点については、近年杉山清彦氏が、清初の満洲氏族が、どのように政権に取り組みだてていったかを考察する中で、設置当初の六部の人員に検討を加え、六部の官人の多くが高位の名族・功臣の家系の出身であることを明らかにし、また六部構成員の任用の方法については旧来の制度と軌を一にしており、これを単に「官僚化」「集権化」と見なすことが出来ないことを指摘している⁶⁾。このことは、清朝の六部を考える上で重要な指摘であり、清朝における六部の実態と、その構成員については、より丹念に検討していく必要があるだろう。

そもそも、太宗による「集権化」の代表的施策とされている内三院、あるいは六部といった個別の具体的な制度については、従来ほとんど研究がなされず、「集権化」政策の本質が定義・解明されないまま、「集権化」、あるいは「皇帝権力の強化」という言葉だけが一人歩きしている感がある。筆者はかつて、主として入関前の太宗朝とそれに続くドルゴン（多爾袞 Dorgon）政権期における内三院について、その構成員を中心に検討を加えたことがあるが、後の内閣、翰林院の前身となる内三院の構成員もまた、漢人官僚も多く含むとはいえ、高位の名族・功臣の家系からなり、直ちに「集権化」「官僚化」とはいえない部分を持っていた⁷⁾。

そこで本稿では、内三院と並ぶ太宗朝の「集権化」政策の代表例である六部について検討を加え、そのことを通じて太宗の「集権化」の実態と、太宗が六部を設置することで達成しようとした政治的意図について考察したい。

以下本稿では、まず一章では六部設置の背景について、『満文太宗実録』にある太宗と諸旗王のやり取りを手がかりに検討し、続く二章では、太宗朝の六部の構成員について考察し、そこからうか

がえる入関前の六部の特質を指摘する。そして三章では、六部の機能の実態に検討を加え、そこから太宗の六部設置の意図について考察するとともに、太宗の「集権化」政策が実際にはどのようなものであったのかという点についても言及したい。

1・天聰五年三月の諸王上奏と六部の設置

まず本章では、六部設置に至る背景と、太宗が六部の設置を企図したそもそもの目的について、主として六部設置の直前になされた、太宗と諸旗王のやりとりを手がかりに考察したい。清朝の六部は実務を担当する承政（後年の尚書）や参政（後年の侍郎）といった大臣らの上に、部を管轄する諸王が存在し、これが明朝の六部と大きく異なる清朝の六部の特徴となっている。この諸王の六部管理体制は、ドルゴン摂政期に一時中断されるものの、順治八年には復活し、最終的には翌順治九年の三月に廃止されるまで続く⁸⁾。このことが、当時の太宗と諸旗王との関わりを通じて六部を考察しようとする大きな理由である。

清朝（設置当初の国号は「後金〔アイシン国 Aisin Gurun〕」であるが、以下、便宜上「清朝」で統一）において六部が設置されたのは、すでに書いたように天聰五年の五月のことである。これ以前に、清朝にはすでに土地・軍器・刑名の三つの衙門が存在していたことが、史料からはうかがえるが⁹⁾、六部は明の制度をモデルとしてこれらをさらに発展させ、整備したものである。六部設置についての実録の記載は、各部の構成員任命の記事があるだけの簡素なものであるが、この時期に太宗が六部を設置した背景としては、清朝中枢の政治体制の変化によるところが大きいと考えられる。

太宗の即位当初は、太祖ヌルハチ（努爾哈齊 Nurhaci）時代より政治に参加し、太宗よりも年長であるダイシャン（代善 Daišan、ヌルハチの次子）、アミン（阿敏 Amin、ヌルハチの同母弟シュルガチ〔舒爾哈齊 Šurgaci〕の次子）、マングルタイ（莽古爾泰 Manggūltai、ヌルハチの五子）の三人の大ベイレがなお大きな勢力を持ち、いわば太宗と三大ベイレの併存体制であった。これが天聰四年になって、三大ベイレの一人であるアミンが、清朝が占領した永平をはじめとする遼東の諸城を、明に奪い返されたことの責めを負う形で失脚したことにより、勢力の均衡がやや崩れることになる。また、六部設置の直後には、同じ三大ベイレのマングルタイが明の大凌河城攻撃の際の失態を咎められて、その勢力が後退するなど、この天聰五年という年は、太宗のハン＝皇帝権強化にとって一つの画期となった年であった。こうした情勢の変化にともない、太宗が見せた権力強化の動きが六部の設置であったと考えられる。

もう一点、従来六部設置の大きな要因として、清朝の漢地支配と事務の煩瑣化にともない、漢人官僚が増加し、彼らが明の制度を取り入れることを太宗にしきりに要請したということが指摘されている¹⁰⁾。確かに六部設置の背景として、こうした漢人官僚からの働きかけも当然あっただろうし、同じ天聰五年の十二月になされた寧完我の上奏などを見てもそのことはうかがえる¹¹⁾。ただ、太宗が彼らの要請を受け入れた部分があるにせよ、それとは別に太宗や八旗諸旗王の意向もまた、六部の設置には大きく関わっていたはずである。

さて、このような背景により天聰五年五月に設置された六部であるが、『太宗実録』や『満文太宗実録』には、これに先立つ同年三月に、太宗と八旗の諸旗王・諸大臣が、六部の設置について議論していると思われる記述がある¹²⁾。この太宗と諸旗王・大臣のやりとりの中では、六部という具体

的な単語が登場するわけではないが、この箇所は、太宗が「国政改め、是非を正す」ために二大ベイレ（ダイシャン・マングルタイ）と十人のベイレ（太宗の諸子弟侄）、および八大臣、すなわち各旗の指揮官たるグサ＝エジェンに下した書と、それに対する衆ベイレ、大臣らの上奏文からなる。随所で国政や法度を新たにしている議論がなされているから、太宗の政権構想が反映されている箇所と考えられ、また上奏の中には、各部に相当する衙門の名称も登場し、六部設置の直前という時期と考え合わせると、「国政を改める」ということに、六部の設置が含まれていると考えるのは、あながち無理な憶測ではないであろう。

先述のように、『満文太宗実録』中の太宗の論旨は、「国政改め、是非を正す」ことを目的としたもので、文中に、

汝ら（十人のベイレを指す）は我を推して、父なる太祖の後に国に主となした。六年に至るまで、私の悪しく非なるところを一度も語らないが、……今聞くに、衆は恨んでいるという。（我に）非がないのであれば、恨むであろうか。恨む者は、罪に定め方のためにはなほだ恨むという。……汝らは傍らで見て、上下の非を皆知っているのであるぞ。……知りながら語らないのであれば、政道とは容易でないのであるぞ。衆ベイレよ、汝らは会していうべき所があれば語れ。国政、法度全てにもし改める所があれば、汝らはこのように改めたいとて、汝らの思ったことを語れ。

とあるように¹³⁾、諸旗王に今後の政治に対する意見を求めており、この論旨に続けて、諸王はそれぞれの回答を太宗に上奏している。この上奏は、それぞれの旗王のパーソナリティがうかがえ、非常に興味深い史料であるが、旗王によって分量に差があり、政治向きのことについて理解が浅いといつて具体的な意見を述べない旗王もいるため、ここでは六部設置に直接関係があると思われる上奏として、六部設置の際に各部を管理する王として任じられた六人の旗王の上奏について見ていくことにしたい。

以下、六人の旗王の上奏を列記する（括弧内は管轄を担当することになる部）。

① アバタイ（工部）

「（我は）よく（政道を）理解していないのであろう。ハンの教えた言葉を記憶し、これより後誓い裁きたい。」

② デゲレイ（戸部）

「正しく良い大臣を調べ国事を委ね、公平を旨とし、義ある者を愛しみ、悪しく邪な者を下し、奸悪な讒言を取り上げず、諫めたことを聞くならば、……下位のベイレらは、身を正道もて修め勤め、各々力の限り努めて、正しく思うのならば、ハンをどうして大いに嘆かせようか。ベイレらの悪行を告発した告発者を、旗を渡らせて出させるならば、悪しく邪な者が恐れるように。……今であるとも良い大臣を選び、法司に任じて、果断に議したならば、上は議して苦しまず、正邪をハンは分けて得て知るなら、奸悪で怠惰な者は退く。正しく有徳な者は昇進する。」

③ ジルガラン（刑部）

「審議した大臣らは良い者を選び任じたい。我らはまた、心を改めたい。また我の思うことは、……ベイレらを告発しても、告発者を旗を渡らせずにその旗におらせれば、どうして敢えて告

発しようか。……告発者を旗を渡らせ行かせよ。このようになった時、紊乱はなくなるのであるぞ。」

④ ドルゴン（吏部）

「ハンは自身の非を述べよというが、知らずして何のところを述べようか。議したことによって述べるのは是である。政道を改めることを語りたといえど、我は悟らないのでこのようなであり、知るところがあれば、当然語るであろう。我の悪しく非なるところを、なおハンなる兄が教え諭してくれまいかと思う。」

⑤ ヨト（兵部）

「政道を改めたい。民の恨みをやめさせたいというなら、罪を定める時、明白公平で正直な大臣を任じよ。……また天の下を得たい、賊盗をやめさせたいというなら、ベイレらを告発した告発者は旗を渡せ。」

⑥ サハリヤン（礼部）

「政道というものは、人を用いた主の情勢による。正邪を上主は見極め、理解し明らかにした時、良き者は名を思い努め力を出す。正邪を一緒くたにした時、例え良い正しい者であるといえども、私家を思い政道を努めない。また八大臣、衆法官を任じたことは、我らは心中で皆人を得て任じたのであるとは思わない。八大臣は（中には）理解しない者もまたいる。……法官というものは、体面などは少しも気にしない下位の小者で、私に庇い遮った時も恥じないので、このようであるぞ。法司の法官のみならず、我の身にもまたある。何故かといえば、ある人は彼の属下の者を是となしたいという。ある者は彼の属下の者を寛免したいという。このようであるので、法官らは体面のあるなしを見るために、彼らの思案を定めることが出来ず、日限を延ばし、事が遅れたのはこのようであるぞ。このようであるので、我の心中では裁く時に多くを用いないと思う。ハンは思慮し選び、ベイレー一人、大臣一人、法官四人を固く委ね、死罪、籍没の他、皆汝らが処理せよとて委ねた時、ベイレ、大臣は、ただ一人であるといえども、どうして理解しないことがあり、庇うことがあろうか。……兵や穀物の衙門に委ねたことも皆、また然りである。……国は一体といえど、旗は各々であるので、別の旗の悪しきを得てもわからない。……一旗の大臣が道理に従うならば、他旗の大臣は従わないわけにはいかない。」¹⁴⁾

各上奏の内容の検討に入る前に、まずはこの六人の旗王が、太宗とどのような関係にあった人物であるのかということについて見ていきたい。

六人の中で最も年長なのがアバタイ（阿巴泰 Abatai）であり、彼は太宗の異母兄で、太祖ヌルハチの七子にあたる。アバタイはヌルハチの準嫡子的立場（側夫人の所生）であり、嫡子である太宗らよりも地位が一段低かった。そのため太宗は、アバタイを格下の旗王として扱って自らの影響下に置き、その結果アバタイ家は皇帝家を支える旗王家となっていくたという¹⁵⁾。

次に年長者のデゲレイ（徳格類 Degelei）は、太宗の異母弟にあたり、マングルタイの同母弟でヌルハチの九子である。デゲレイは、兄のマングルタイと異なり、元々太宗と親密な関係にあったとされるが¹⁶⁾、彼の同母姉であるマンガジ（莽古濟 Manggūji）の娘はヨト（岳託 Yoto）の夫人であり¹⁷⁾、後述するようにヨトは太宗と特に親密な旗王の一人であったから、ヨトと婚姻関係を持っていたデゲレイも、太宗と近しかった可能性は高いと思われる。

ジルガラン（濟爾哈朗 Jirgalang）は太宗の従弟にあたり、太祖ヌルハチの同母弟・シュルガチの六

子である。彼は幼少時に太宗とともに育てられた経緯を持ち¹⁸⁾、太宗の母方の従兄弟・イエヘ＝ナラ（葉赫那喇 Yehe Nara）王家のゲルゲル＝タイジの娘を娶るなど¹⁹⁾、太宗と婚姻を通じても深く関わり、太宗朝を通じて太宗の強い信任を得ていた旗王であった²⁰⁾。

ドルゴンは太宗の異母弟で、太祖ヌルハチの十四子である。彼はヌルハチの死後、その遺産である八旗中の最有力軍団・鑲白旗を継承し、太宗にとっては「潜在的な最有力者」というべき存在であったが²¹⁾、太宗朝を通じて太宗には従順であった。後年、太宗の死後には幼い順治帝の摂政として専権を振るうドルゴンであるが、この時期は太宗の意に逆らうことはなく、引用した上奏の中でもはっきりと自らの意見は述べずに、巧妙ないい回しを用いて明確な回答を避けていることがうかがえる。

ヨトは太宗の侄にあたり、太祖ヌルハチの次子・ダイシャンの長子である。彼もまたジルガランと同様に、幼少時に太宗とともに宮中で養育されたことから、太宗とは非常に親しく²²⁾、ヌルハチの死後に太宗を即位させるよう父のダイシャンに勧めた、いわば太宗即位の立役者であり、当然この時期は太宗と親密な旗王であったと考えられる。

最後のサハリヤン（薩哈廉 Sahaliyan）は、太宗の侄にあたり、太祖ヌルハチの次子・ダイシャンの三子でヨトの異母弟である。彼も兄のヨトとともに、ヌルハチの死後に太宗の即位をダイシャンに勧めた人物であり、太宗寄りの旗王であった。また、彼の生母はイエヘ＝ナラ王家のブジャイ（布賚 bujai）の孫女で、太宗の生母はこのブジャイの従妹であった²³⁾。太宗と同じイエヘ＝ナラ系に属する旗王であったことも、サハリヤンが太宗と近しかった理由であろう²⁴⁾。

ここまで見てきたように、この六人の旗王は、いずれも太宗と何らかの関わりを持っており、天聰年間における旗王中の太宗の支持勢力といえる。これについては後述するが、六部の設置に際して、太宗が自らに近い旗王に各部を管轄する役割を担わせたということが、これによってはっきりとわかるであろう。

では次に、先に引用した諸旗王の上奏の内容を検討し、上奏からうかがえる太宗の政権構想と六部設置の意図について考察していきたいと思う。ここで検討する上奏は、太宗と特に近いデゲレイ・ジルガラン・ヨト・サハリヤンの四王のものとした。というのは、六人の旗王の上奏は、大きく分けて二つのタイプに分かれると思われるためである。一つは、アバタイとドルゴンの上奏で、もう一つが残る四王の上奏であり、前者は、すでに引用した上奏を見ればわかるように、上奏の分量が極端に少ない。アバタイの上奏は、自身のことを政治への理解が出来ていないとして具体的なことは全く述べておらず、ドルゴンの上奏も、巧妙にいい抜けてはっきりとした意見を述べていない。この二人の旗王は、太宗に対して協力的ではあるものの、太宗に対して積極的に意見を述べるわけではなく、そのことは太宗政権における彼らの立場を反映しているようである。先述のように太宗との強い結びつきを考えれば、残る四王こそ、太宗にとってより強い支持者であり、その上奏は太宗の意に適う部分が多いと思われ、彼らの意見は六部の設置とそれに対する太宗の意図を考える上で、重要な示唆を与えてくれるはずである。

この四王の上奏を吟味した時、そこから読み取れる彼らの主張は、①正しい大臣を任命すること（下線部）、②主を告発したものに越旗を許すこと（網かけ）、③旗内の統属関係とその弊害について（二重下線部）という三点に分類出来るように思う。

この中で、六部の設置と密接に関わってくるのが①である。正しい大臣を任命することの重要性を四人の王は皆強調しているが、サハリヤンの上奏で「ハンは思慮し選び」といわれているところからして、正しい大臣を選び任命するのは、あくまでもハン（皇帝）である太宗自身と考えられる。

太宗が正しいと思う大臣を自らで任用するということは、すなわち属旗や旗王との主従関係にしばられずに大臣を任命するということであり、これは六部の開設につながる意見と解し得る。しかしながら、ここで注意すべき点は、四王が上奏の中で問題にしているのは罪の定め方や、法官のことにについてであり、そのことは「良い大臣を選び、法司に任じて、果敢に議したならば」(デゲレイ)、「審議した大臣らは良い者を選び任じたい」(ジルガラン)、「罪を定める時、明白公平で正直な大臣を任じよ」(ヨト)、「法官というものは、体面などは少しも気にしない下位の小者なので、私に庇い遮った時も恥じないので、このようであるぞ」(サハリヤン)といった、それぞれの主張の中からも見て取れる。また、太宗の関心事も、衆が「罪の定め方ためにはなはだ恨む」という点にあり、いづれも司法のことを、解決すべき主たる問題点として取り上げているのである。すなわち、確かに四王の主張は、六部の開設を促すものとも取れるが、あくまでもここで具体的に述べられているのは、六部のうちで刑部が管轄すべき司法のことだけであって、この諸王の上奏が、直ちに六部全体の開設に結びつくわけではない。

逆にいえば、この時期に太宗が最も重視したのは司法機関の整備であり²⁵⁾、太宗が能力のある大臣を任じることで司法機関を整え、司法官の地位を高めるために、明朝の六部を一つのモデルとして用いたものとも考えられる。四王の上奏のうち、最も具体的なことを語るサハリヤンの上奏によれば、「法官というものは、体面などは少しも気にしない下位の小者」であるため、太宗が法官を「思慮し選」び、それらに司法のことを委ねるように主張していることから、それは裏づけられるであろうし、同じサハリヤンの上奏の中で、「兵や穀物の衙門に委ねたことも皆、また然りである」とあるように、後年の兵部や戸部に発展する他の二つの衙門に関しては²⁶⁾、この上奏の中では付属的にしか語られておらず、あくまでも話題の中心となっているのは司法機関のことである。また、六部設置の際に刑部の管理を担当したジルガランは、すでに見てきたように太宗との関わりが特に深く、太宗に信任されていた旗王であり、太宗朝では一貫して刑部の管轄を担当していた。この点からしても、太宗が六部の中で刑部を重要視していたことがうかがえる。

では、太宗がこの時期に司法機関を整備しようとした目的は何であろうか。その答えもまた、先ほどの四王の上奏の中で述べられているように思われる。先に分類した③の中で、サハリヤンが「ある人は彼の属下の者を是となしたいという。ある者は彼の属下の者を寛免したいという」と述べているが、これは旗王と旗人の関係が、司法に介入することの弊害を表しているものである。サハリヤンはこの弊害を防ぐために、先の言葉に続けて、ハンが正しい大臣を選ぶことの必要性を説いている。他の三人の王も、サハリヤンほどの具体性はないものの、同様の分脈で「正しい大臣」の任用を主張しており、先述のような四王と太宗との関係を考えれば、これは太宗の意図と合致するものでもあったはずである。すなわち、太宗が司法機関の整備を試みたのは、一元的審議機関を設け、司法権をハンが握り、旗王と旗人の私的関係を政治上の重要案件に立ち入らせないようにするためであり、それによってひいてはハン権力を強化し、旗王の勢力を削ぐことが六部設置の背景として存在したと考えられる。

また太宗は②の意見を受けて、六部の開設と同時に「離主条例」を制定したり、裁判の方法について法官達に勅旨を下して諭したりしている²⁷⁾。「離主条例」は、旗人が主筋の旗王の不正・謀叛・乱行・依怙最良などを訴え、それが是と認められた場合は、他旗の旗王の属下に異動すること、小事に関しては、同旗内の別の旗王の属下に異動することを認めたものであり、元々ヌルハチ時代に慣習的にあったものを、この時に改めて明文化して制定している²⁸⁾。「離主条例」を改めて制定する

ということは、それだけ旗王による不正が問題化していたということであり、太宗が司法の問題を重視していたことは、これらのことから裏づけられる。同時にこの「離主条例」の制定は、見方によっては旗人による告発を奨励しているようにも取れ、太宗による旗王統制の目的でなされたことも明らかであろう。実際、「離主条例」が適用された事例には、恣意的と思われるものも少なからず存在している²⁹⁾。

ただし、ここで一点留意しなければいけないのは、サハリヤンが「国は一体といえど、旗は各々である」と述べるように、太宗寄りの旗王といえども、旗王が旗人を支配する基本的な体制は否定していないということである。太宗自身も「離主条例」によって旗人を異動させる際には、対象となる旗人が持つ別の旗王との関わりを重視して異動先を選んでいることなどから、これを是認していることがわかる³⁰⁾。この点は、太宗朝における皇帝権力の限界を示しており、太宗の集権化政策を考える上で、注意すべきことであろう。

以上のように本章では、天聰五年の六部設置の背景について考察してきた。即位当初、三大ベイレとの併存体制であった太宗政権であるが、アミンの失脚によってハン・三大ベイレ間の勢力の均衡が崩れたことにより、徐々に権力強化の動きを見せ、天聰五年に至って、太宗はまず、主の旗王と属下の旗人との私的関係が反映されるという弊害が顕著な司法の問題に着手する。八旗内の統属関係を政治の場から排除し、ハン＝皇帝の意思を重んじるような「正しい大臣」を任用することこそが、太宗の意図であったと考えられる。そして太宗に近い旗王の後押しもあって、同年の五月、それが「六部の開設」という形で一応の実現にこぎ着けたのである。

2・六部の大臣と啓心郎

前章では、六部設置の背景と太宗の意図について考察し、六部設置をめぐる太宗と諸王の関係を中心に見てきたが、本章では六部の構成員である大臣と啓心郎について検討し、太宗と六部に任用された大臣、すなわち六部における太宗と旗人の関係について考察してみたい。

まず、天聰五年五月の六部設置の段階で任用された各部の大臣と啓心郎を示すと、以下のようになる（括弧内は所属旗）。

- ① 吏部・承政＝トゥルゲイ（鑲白）－啓心郎＝ソニン（正黄）
- ② 戸部・承政＝イングルダイ（鑲白）・サビガン（正藍）－啓心郎＝ブダン（鑲白）
- ③ 礼部・承政＝ギスン（鑲黄）・バドゥリ（正白）－啓心郎＝キチュンゲ（正白）
- ④ 兵部・承政＝ナムタイ（正黄）・イェクシュ（正紅）－啓心郎＝ムチェンゲ（不明）
- ⑤ 刑部・承政＝チェルゲイ（鑲白）・ソーハイ（鑲黄）－啓心郎＝エルケトゥ（鑲黄）
- ⑥ 工部・承政＝ムンガトゥ（正白）・カンカライ（鑲藍）－啓心郎＝ミオショホン（不明）

この中で、啓心郎については別途後述するため、承政のみに絞って見ていくと、その任用の特徴としては、①各部を管轄する諸王とは主従関係のない旗人が任用されており（ただし吏部のみは例外）、②承政の全員が、世職・八旗官でも高位要職にあった名族・功臣の出身で、③承政に任命された旗人は両白旗の出身者が多いという三点が挙げられる。

①については、そもそも六部の開設には、前章で見てきたように旗王と旗人の関係が、政治に反映されることを防ぐ目的があったわけであるから、この措置は当然のことといえる。また②については、すでに杉山氏の指摘があり、氏がいうように、この任用の特徴だけ見た場合は、単純に「官僚化」「集権化」とはいえないであろう³¹⁾。これは六部を考える上で見落とせない点であり、太宗は新たに六部を設置したとはいえ、六部を八旗制とは全く別系統の組織とする意図がなかったことの証左にもなるように思う。八旗と切り離れた組織を作りたいのであれば、有力氏族や功臣をまず任用からはずすはずであり、このことは前章の最後で指摘したことと併せて、太宗の「集権化」の実態を考える上で重要な示唆を含んでいるといえる。

最後に③についてであるが、太宗が自らの意図で開設した六部の大臣に、太宗の直属旗である両黄旗の旗人よりも、ドルゴン属下の鑲白旗の旗人達が多いというのは、一見不自然なことのようにも思える。これは一つには、両白旗が有力氏族の多い八旗中の最有力旗³²⁾であることを反映したものであろう。すなわち、太宗も彼ら有力氏族の政治への影響力を無視出来なかったのであり、旧ヌルハチ属（両白旗=旧両黄旗）と太宗属（両黄旗）によって、六部承政ポストを分割したとする杉山氏の指摘に³³⁾、ここでは私も従っておきたい。

が、別の見方をすれば、白旗の旗人達に要職に任命することで、自身の支持勢力として彼らを取り込む意図が太宗にあったとも考えられる。入関前においては、政権における有力氏族の存在は大きなものがあり、ヌルハチ時代の五大臣であったフュンドン（費英東 Fiongdon）の一族で、スワン地方のグワルギヤ（瓜爾佳 Gūwargiya）氏出身のソーハイ（索海 Soohai、フュンドンの子）やギスン（フュンドンの孫）、同じく五大臣の一人であるニユフル（鈕祜祿 Niohuru）氏エイドゥ（額亦都 Eidu）の子であるチェルゲイ（車爾格 Cergei、エイドゥの三子）・トゥルゲイ（圖爾格 Turgei、エイドゥの八子）兄弟、マチャ地方のトゥンギヤ（佟佳 Tunggiya）氏のバドゥリ（巴篤礼 Baduri）・ムンガトゥ（孟阿圖 Munggatu）兄弟など、特定の氏族が承政に多く任用されていることからそれがうかがえる。それは同時に、清初の政治においては、有力氏族をいかに与党化することが政権担当者には重要事であったということであり、その点については、同じ太宗の「集権化」政策の事例である内三院の構成員と併せて見ても明らかである³⁴⁾。すなわち太宗は六部においても、政治面で影響力を持つ有力氏族を取り込むことによって、自らの支持勢力集団を形成しようとしたと考えられる。

確かに六部の大臣の顔ぶれを見ると、旗人を均一に官僚化するというとは程遠い状況であったが、太宗の意図はむしろ、官人の任命権を持つ皇帝が、自らの任意に両白旗の旗人を六部に任用するという点にあったのではないだろうか。六部の大臣として任命された両白旗の旗人を見てみると、吏部の承政であるトゥルゲイと、その兄で刑部の承政であるチェルゲイは、太宗に近い旗人と考えられる。太宗の夫人の一人は、トゥルゲイの妹であり³⁵⁾、トゥルゲイ兄弟は、後年に旗王アジゲと悶着を起こして鑲黄旗に移っているし、太宗の死後は、その長子のホーゲを次期皇帝として支持し³⁶⁾、旧主であったドルゴンら白旗の旗王と対立しているように、鑲白旗人でありながら、太宗と親しく、ドルゴン兄弟とは不仲な旗人であった。また、戸部の承政であるイングルダイ（英俄爾岱 Inggūldai）も、ドルゴンの股肱の臣であったが³⁷⁾、同時に太宗にも信任されていた。朝鮮側の史料では、太宗が彼を「最も信愛」していたとしているし³⁸⁾、太宗自身、「六部に任じた大臣らに彼（イングルダイ）を凌ぐ者はいない」と評しているように、イングルダイの能力を大いに買っていた³⁹⁾。礼部承政のバドゥリも、太宗朝の初期に大いに軍功を立てて太宗に激賞されているし⁴⁰⁾、その弟である工部承政ムンガトゥもまた、彼が仕える旗王ドド（多鐸 Dodo）に対する訓戒を、太宗が彼

を經由して行っているところからするに⁴¹⁾、正白旗の中でも太宗と近い旗人であったことがうかがえる。こうした事例を見ると、六部の承政に任じられた両白旗の旗人は、太宗と親しかった、あるいは太宗が厚遇していた人物が多かったことがわかる。

すなわち、六部の大臣の任用事例においては、単に太宗の領旗ではない両白旗出身者が多いということだけではなく、その両白旗の中で誰を任命したかということが重要であるといえる。天聰五年段階ではなお皇帝権力は脆弱であり、有力氏族しか六部の大臣に任命出来なかったという限界があったが、そうであるからこそ太宗は自分と親しい者を任命したのであり、旧ヌルハチ属下で八旗中の最有力旗である両白旗の中に太宗の支持勢力を作ることこそが、太宗の狙いであったと考えられる。すでに指摘があるように、確かに六部自体は事務の執行機関に過ぎず、国政の意志決定機関は、あくまで旗王や八旗の有力氏族からなる議政王大臣会議であったが⁴²⁾、そうであるからこそ、太宗は会議を構成する彼ら旗王や有力氏族達を、同時に公職の中に位置づけることによって自らの支持勢力となそうとしたのである。

次に六部の構成員の中でも、特に皇帝権力と密接に関わる官である啓心郎について検討したい。啓心郎（満州語では mujilen bahabukū）を端的に説明するとすれば、満・蒙・漢の官僚が並存する六部にあって、それらを間に入る通訳官というべき職である。しかしながら、単に翻訳を行うだけが啓心郎の職務ではなく、太宗が各部の啓心郎に対して、「汝らは各部の諸王に過失があれば、その都度直ちに忠告せよ」と語っているように⁴³⁾、諸王が管轄する六部にあって、太宗の「耳目」的存在⁴⁴⁾となる役割を有していた。また、このような役割を持っていたため、部を管轄する旗王から警戒される存在であったようである⁴⁵⁾。

啓心郎が本来の職務である翻訳官の他に、このような太宗の側近官としての側面も有していたということは、他の事例からも裏づけられる。啓心郎に任じられた人物の経歴を見ると、啓心郎から内三院の学士や大学士、あるいは逆に内三院の官人から六部の啓心郎に転任するなど、啓心郎と内三院官員間の異動が頻繁に行われている⁴⁶⁾。また、実録などの記述を見ると、六部の啓心郎も、自らが所属する部の職務とは別のところで、太宗から諸王への使者や、諸王から太宗への上奏を取次ぐなど⁴⁷⁾、内三院の官員と同じような役割を担っていたことがわかる。

太宗の啓心郎を構成する旗人達を見ても、太宗朝を通じて吏部の啓心郎を務めたソニン（索尼 Sonin）は、内三院のうち、内弘文院の大学士であったヒフェ（希福 Hife）の侄であり、崇徳三（1638）年から兵部の啓心郎を務めたジャムバ（詹霸 Jamba）は、スワン地方グワルギヤ氏の出身で、内国史院学士であったロシヨ（羅碩 Lošo、フンドンの侄ヤンシャン〔楊善 Yangšan〕の子）の同族である。また、崇徳四（1639）年以降に礼部の啓心郎を務めたウェヘ（倭赫 Wehe）は、内国史院の大学士であるガリン（剛林 Garin）の同族である⁴⁸⁾。このように六部の啓心郎と内三院の官員とは、近い親族や同族である事例が多く、構成員の面から見ても双方に密接な関わりがあったことがわかるであろう。こうした事例からすると、啓心郎は内三院の官員と性格を同じくする官であり、太宗の側近官として重視されていたことがうかがえる。

こうしたことを反映してか、実録などで六部の官人の処罰記事では、承政や侍郎といった大臣が処罰されても、啓心郎が寛免される事例も見られる⁴⁹⁾。が、その一方で、自身の所属する部の王を諫めなかったり、王の失態を知りながら太宗に告げなかったりした場合には、太宗は厳しい態度で臨んでいる⁵⁰⁾。これは啓心郎が六部における皇帝の「耳目」的存在として、諸旗王の勝手な振る舞いを牽制する役割を帯びていた官であり、太宗が啓心郎に対して、そうした役割を期待していたこ

との表れといえる。

また、啓心郎は天聰年間には部の審議に与らず、官品も大臣らに比べて低いが、必ずしも小者の出身というわけではなく、八旗内の有力氏族の出身者も多く任じられていた。先述したハダの名門であるドゥイエンゲ地方のヘシェリ（赫舎里 Hešeri）氏のソニンや、五大臣のフンドンの同族であるジャムバの他にも、戸部の啓心郎のブダン（布丹 Budan）は鑲白旗人で、建州の名族である綏分地方のマギヤ（馬佳 Magiya）氏の出身である⁵¹⁾。この点については、先述の承政任用の事例と同様であり、太宗は側近官としての性格を有する啓心郎を通じて、政治面で影響力を持つ有力氏族を取り込もうとしていたことがわかるであろう。

3・六部の機能と官人・旗王関係

前章では、六部の官人のうち、承政と啓心郎について検討を加え、六部に任用された旗人と太宗の関係や任用の特徴、またそこからうかがえる太宗の官人任用の意図について考察してきた。最後に本章では、六部の機能の実態と、各部を管轄した諸旗王と六部の官人の関係について検討を加え、太宗が六部設置を通じて達成しようとした政治的意図について考察したい。

各部の職掌や諸機能については、すでに先行研究が詳細に述べているのでここでは割愛し、以下では実録や『内国史院檔』などの諸史料の記述に検討を加え、実際には六部がどの程度機能していたのかという点をまずは明らかにしたいと思う。

六部に関する記述の中で、最も多いものはいうまでもなく刑部であり、この刑部に関しては、『盛京刑部原檔』という審議の記録も残されており（ただし、現存するのは崇徳三年～四年の二年分のみ）、処理している案件の数の多さなどから推察するに、部が有効に機能していたと判断し得る。一章で指摘したように、そもそも六部設置の出発点が司法機関の整備を目的にしていたということから考えても、刑部が六部の中で最も活発に機能していたというのは首肯出来ことであろう。

他の部の事務についても、刑部ほどではないものの、史料中から部が機能していた事実は確認出来る。五部のうち、吏部に関しては、『満文内国史院檔』において、官員の死去や降格などで官に欠員が出ると、吏部の王や諸大臣が審議して後任人事を定め、吏部の啓心郎ソニンを通じて、あるいは王であるドルゴン自らが太宗に上奏し、太宗がそれを決定するといった人事に関する一連の流れがうかがえる場面が散見される⁵²⁾。また、『太宗実録』崇徳四年六月壬寅の条に、

上命ずるに郡王の礼を以て、多羅貝勒岳託を祭らんとす。吏部承政阿拝誤認し、岳託の子亦た郡王を襲封するを、以て固山額真葉臣、本部和碩睿親王多爾袞に告げるも、実に是の言無し。

とあることや⁵³⁾、『老檔』崇徳元年七月二十二日の条に、

聖皇帝の旨により、吏部の和碩睿親王と承政等が漢人の年老いた貧しい官人等を集めて分別した時……

とあることなどから⁵⁴⁾、爵位の承襲や官人の管理も吏部の管轄であったことがわかり、広範囲にわ

たって吏部が実務を処理していたことがうかがえる。

礼部に関しては、礼部の承政が成婚など祝事の宴を整えるケースや、太宗が礼制に反したことをたしなめる『老檔』天聰六年二月初六日の条の記事のように⁵⁵⁾、礼制に関する部分で礼部の官人が登場する事例が、諸史料中には数多く見られる。

戸部に関しては、『老檔』崇徳元年十月二十七日の条に見られるように、戸部の大臣が米穀のことからについての諭旨を諸臣に通達していることや⁵⁶⁾、『満文内国史院檔』崇徳三年七月十六日の条に、

困窮し苦しみ妻を娶ること得ない者、……馬を買うを得ない者は……各々のニル＝ジャンギンに告げよ。ニル＝ジャンギンは取り上げてグサ＝エジェンに告げよ。グサ＝エジェンは……この訴えた者のニル＝ジャンギンをともに連れ各々の所属の王、ペイレ、ペイセらに告げよ。……ニル＝ジャンギン、グサ＝エジェンが告げ、王、ペイレ、ペイセらが妻、馬のない者に、妻、馬を与えないなら、妻のない者は、戸部の承政のイングルダイ、マフタに告げよ。馬のない者ならば、兵部の承政のホシヨ＝エフのグルブシ、サムシカ、イスンに告げよ。

とあるように⁵⁷⁾、妻を娶れない場合の訴え場所が戸部だったこと、また他国との交易のことを扱っていた戸部の大臣が、決まって朝鮮への使者に任じられる事例などから⁵⁸⁾、田土や戸籍、交易に関する事務は戸部が実際に処理していたことがわかる。

これらのような各部ごとで完結する職務だけでなく、複数の部が連携して事務を処理するケースも見られる。例えば、『老檔』天聰六年八月初一日の条に、

吏部の王、礼部の王と両部の大臣等が相談してハンに告げて、参将ウェイヘデ、遊撃ダハイ＝バクシが病没したので、始めて公庫の紙各八百張、羊各一頭、焼酒各二瓶を、官人を一度派遣して贈与した。

とあるように⁵⁹⁾、礼制と官人の管轄双方に関わることは吏部と礼部が商議し、また『内国史院檔』天聰八年閏八月二十二日の条に、

チャハルから離叛して来る大臣らの名を記した書を持って来るため、ウェイジンが到着した。……その書が届いた後、戸部の承政イングルダイ・啓心郎ブダン・吏部の啓心郎ソニンに書を持たせて、一グサにつき各三人を随わせて、「国を守るために駐したペイレらに告げに行け。さらに新たに帰順して来た蒙古らに供する公の穀物を量って待て」と遣わして送った。

とあるように⁶⁰⁾、官人の管理と穀物の管理に関することは、吏部と戸部が共同で行っていた。『内国史院檔』天聰八年十月初六日の条の、

ハンの旨で礼部のホシヨ＝サハリヤン＝ペイレが「先のゲンギイエン＝ハン（ヌルハチ）の墓に殿を建てよ。松を植えよ。石の獅子・虎・馬・駱駝を立てよ」と工部に委ねて造営し始めた。

という記述⁶¹⁾からは、礼部が陵墓造営に際して、礼制にて定められていることを工部に通達していたことがわかり、また『満文内国史院檔』崇徳三年三月初六日の条を見ると、

ボシヨドに狩りに行った時、……シヨト＝ベイセは……トゥンチカのジャランの場所を越えたためにトゥンチカを打ったといい……このためにシヨト＝ベイセは彼らを、罪を語れとて、兵部に送り、承政のグルブシ＝エフ・イスン、参政のジュマラ・アハ＝ニカン・チュク＝バトゥルが議して……

とあるように⁶²⁾、戦場や狩猟の場で犯した罪に関しては、刑部だけでなく兵部も罪の審議に関わっていたことがわかる。以上のような事例から考えると、刑部以外の五部も、執行機関として機能していたといえ、国政に関わる重要な事務を、皇帝が任命した「正しい大臣」らが統一的に処理するという、太宗の意図は、ある程度は達成されたようにも思える⁶³⁾。

ただし、六部はあくまでも事務処理と執行のための機関に過ぎず、太宗は六部の職権を、八旗内部の旗王と旗人との統属関係にまでは立ち入らせていないという点には注意しなければならないであろう⁶⁴⁾。六部が実際に機能していたからといって、それが直ちに皇帝を頂点とする中央集権的國家に移行したことを意味するわけではない。

実際、実録などの史料を見ると、六部が有効に機能していると思われる記述がある一方で、六部において太宗の意図に反するような弊害が起こっている事例も少なからず見られる。太宗が戸部承政のイングルダイを評して、「強情で自分の旗のためにいささか依怙最厲する」と述べていることや⁶⁵⁾、八旗の利益を優先するデゲレイを太宗がたしなめたこと⁶⁶⁾、また自旗と他旗の区別をして造作を行った工部承政のフンニヤカを、太宗が解任したことなど⁶⁷⁾を見ると、「正しい大臣」として太宗が任じた六部の官人であっても、自旗の利益を優先する傾向にあり、「公」の意識が欠如しているという点では、グサ＝エジェンなどの八旗官と同様であったことがうかがえる。また、兵部のヨトが太宗の決定を得る前に、部の大臣を任命した事例もあるなど⁶⁸⁾、旗王が独断で部の人事を行うという弊害も見られる。ヨトやデゲレイのように、太宗と近い旗王であっても、太宗の意思に反するような行動を取っていることもあり、太宗の意図が六部全体で徹底して行われるにはなお困難があったといえる。

また、これらとは別に新しい弊害も後には見られるようになる。設置当初は、各部で八旗制度の統属関係とは切り離された人員の配置がなされたが、今度は六部内で新たな統属関係が出現するようになる。『満文内国史院檔』崇徳三年八月十日の条に、

上に問うことがないのに言葉を重ねて問うたとなし、部の王（ジルガラン）の（属下の）人であるとして庇い答えたとして承政のランキオ（郎球 Langkio）、啓心郎のエルケトゥ（額爾克図 Erketu）を、官を削り、百両づつの罰銀を取り……

とあるように⁶⁹⁾、六部の官人が審議の際に部を管轄する王の属人を庇うというような、本来主従関係がなかったはずの六部の王と官人の間にも、特別な関係が生じるようになってくる。この傾向は、太宗死後の順治初年の政治抗争にも影響を与えており、太宗の領有旗である鑲黃旗人であったセレ（色勒 Sele）やグンガダイ（鞏阿岱 Gunggadai）がドルゴン派の官人として活動するのは⁷⁰⁾、彼らがド

ルゴンの管轄していた吏部の大臣であったためと考えられる。

このように、部を管轄する王と大臣の間に、本来の属旗とは別の結びつきが生じることは、太宗の当初の思惑とは異なることであったかも知れないが、ただしこれを太宗の「集権化」政策にとってマイナスの側面でのみ捉えることは妥当とはいえない。先に挙げた工部のフニヤカの例と、この刑部のランキオ・エルケトゥの例とでは性格の異なるものであり、むしろこの事例で注視すべきは、六部内において出現した旗王と官人の統属関係である。

そもそも、天聰年間に六部が開設された時点で、部を管轄する旗王は単に官人達の上司というだけではなく、そこには主（エジェン *ejen*）と属下（ハランガ *harangga*）の関係を連想させる関係が見られた。『満文太宗実録』天聰六年八月初八日の条の太宗の諭旨には、

六部のベイレらは、各々の部の衙門に初めて入った時、大臣を率い来て印を受け取り三度叩頭せよ。各々の衙門に戻った後、承政、参政らは部の官人らを率い、なお音楽を奏し、ベイレに一度叩頭せよ。

とあり、さらにこれに続けて、

ハンの勅旨もて、吏部のホシヨ＝メルゲン＝ダイチン＝ベイレ（ドルゴン）、戸部のデゲレイ＝ベイレ、礼部のサハリヤン＝ベイレ、兵部のヨト＝ベイレ、刑部のジルガラン＝ベイレ、工部のアバタイ＝ベイレは、各々の部の大臣らを率いて集った後、六部のベイレに各々の部の銀印を一つずつ与えた。ベイレらは印を受け取り、ハンに三度叩頭し、戻って各々の衙門に入り座した後、部の承政は衆官人を率いてベイレらに叩頭した。

とあり、実際に六部の旗王や官人達がそのように行動していることがわかる。この六部の旗王らがハン＝皇帝に叩頭し、その後で承政に率いられた官人らが各々に部の旗王に叩頭するという構図は、年始の儀礼の際に、まず各旗の旗王がハンに叩頭し、その後で旗王がハンの両脇に座し、グサ＝エジェンに率いられた各旗の旗人達がハンと旗王に叩頭することと同様であり、この面では清朝の六部は八旗制と共通する側面を持っていて、明の六部における皇帝と官人の関係とは全く異なるものであることがはっきりとわかる。八旗同様、満洲王公の旗人に対する絶対的優位は六部においても存在しており、六部の設置によって、八旗とは異なる旗王－旗人の主従関係が再構築されていったという見方も出来る。

しかしながら、六部が八旗と大きく異なっているのは、部を管轄する王や大臣はともに太宗が一元的に任命するものであり、また部務の執行には太宗が賜与した印が必要となるなど、六部の旗王達の長としての権利は太宗が保障したもので、六部における旗王と官人の統属関係も、太宗によって規定されたものであったということである。

以上のような点と、第一章で考察したような、太宗が当時の清朝政権内部において問題視したことを重ね合わせてみると、太宗の六部設置の意図がより明確化出来るように思う。すなわち太宗は、官人が自旗のことを優先し、皇帝ではなく自旗の旗王との関係を重視することを問題視したのであり、ハンが「よいからと選んで部の仕事に当たさせた者」⁷¹⁾ という形で旗王と旗人を官職に任じることで、六部という公職の中に彼らを位置づけたようにしたのである。

では、旗王と旗人の過度の結びつきを問題視した太宗が、明朝のような皇帝が六部の大臣達を直接支配する体制ではなく、大臣の上に旗王を配したのは如何なる理由によるものなのであろうか。最後にこの点について、六部設置以降の太宗と諸旗王の関係を踏まえつつ一言しておきたい。これについては、先行研究が指摘するように、太宗が自らに近しい旗王達を、スムーズに政治に参加させるためという理由が大きいと思われる⁷²⁾。従来、天聰末年に三大ベイレが失脚した後は、太宗の標的は六部の旗王を含む他の旗王達に移ったように論じられることが多かった⁷³⁾。確かに太宗は、所謂「ウラ＝ナラ閥閥」に属する特定の旗王家に対しては抑圧を加えていたが⁷⁴⁾、ヨト家やジルガランに対しては、これを重んじるスタンスを崇徳年間になっても変えず⁷⁵⁾、一律的に旗王勢力を排除したわけでは決してない。一口に旗王勢力といっても全てが同質なわけではなく⁷⁶⁾、太宗自身も両黄・正藍旗の三旗を掌握する「旗王」としての立場から政権を意図していたのであった⁷⁷⁾。太宗は自身の領旗である両黄旗と正藍旗に加え、他の旗の旗王であるジルガラン（鑲藍旗）、やヨト・サハリヤン（両紅旗）を支持勢力とすることで、彼らを通じて皇帝の手が及びにくい旗に対しても影響力を及ぼそうとしたのだと考えられる。前述のように天聰年間の段階では、太宗といえども八旗内の主従関係にまで立ち入れなかったという状況を考えれば、そちらの方がより効果的な方法であったはずであり、太宗に近しい旗王が六部を管理する王として政権に参加することは、太宗にとって必要不可欠のことであった。こうした太宗の意図を考えた時、六部の設置は明朝に倣った単なる「漢化」政策ではないと考えられ、また太宗の「集権化」を「漢化」と同一視することについても、慎重に検討するべきであろう。

おわりに

本稿では、太宗による六部の設置の背景や、六部の構成員や機能の実態について検討を加えることで、太宗が六部を通じて達成しようとした政治的意図や、太宗の「集権化」政策が、実際にはどのようなものだったのかということ考察してきた。ここで改めて、本稿で述べてきたことをまとめて結びに代えたい。

天聰五年の六部の設置は、①旗王と属下の旗人との私的関係が反映されるという弊害が顕著であることから、太宗が問題視した司法機関の整備を目的とすることに端を発し、その整備された制度のモデルとして、明朝の六部が取り入れられたのであり、②その設置に際しては、皇帝が王・官人を一元的に任命し、八旗内の旗王・旗人間の統属関係より切り離された新しい秩序の中に旗人を位置づけることが大きな目的としてあり、③また六部の官人の任用に着目すると、有力氏族の中の太宗支持者にポストを与え政権に取り組むことも、六部の設置における太宗の意図であったと考えられる。

最後に、本稿で考察してきたことを踏まえ、太宗が行った「集権化」政策について今一度整理したいと思う。

先行研究においては、清初の政治体制を旧体制（満）と新体制（漢）の「併存」⁷⁸⁾、あるいは、清朝内部に「国務」＝皇帝権力と「旗務」＝八旗制国家の対立が存在したとする意見⁷⁹⁾もあるが、そもそも清朝における六部自体が、中華王朝的官僚制度とは異なる面を持っていたことは本稿で考察した通りである。特に官人の任用について見た場合、六部の大臣に任命されるのは満洲有力氏族の

出身者が中心で、また崇徳三年の六部改編に際しては、漢人が承政から排除され、同職が満洲人官僚だけで占められるなど⁸⁰⁾、制度そのものは明に倣ったものとはいえ、一概にそれが「漢化」とはいえない側面を持っていた。旗王属下の有力者だけでなく、皇帝の側近達も多く含まれていた議政大臣や⁸¹⁾、皇帝がその旗の中で、自分に近い者を任命している八旗のグサ = エジェン⁸²⁾などの事例と六部を比較した時、それは新旧体制の併存・対立というよりも、むしろ六部も議政大臣や八旗官などの既存の執政機関と同質の部分があり⁸³⁾、それぞれが太宗の勢力基盤としての側面を持っていたと考えられる。

太宗の「集権化」の実態については、「漢化」や旧体制と新体制の対立といったような単純な分脈で捉えるのではなく、本稿で取り上げた六部のような、具体的な事例の考察を踏まえた上で、今後は慎重に議論を進めていく必要があるであろう。また、今回は入関前太宗時代の六部の考察が中心になってしまったが、本稿で扱えなかった入関後の六部の考察については、今後の課題としたい。

注

- 1) 『太宗実録』 卷九、天聰五年七月庚辰の条。
- 2) 「清初」の時期については、一般的には入関前を指すことが多いが、研究者によって指す時期は様々である。筆者は清朝の政治史において、太宗朝から順治末年、さらには康熙帝が権臣を排して本格的に親政を行う康熙の初年までの政局には、相互に関わり合っていて連続したものがあり、一連の流れとして捉えるべきであると考えている。そこで本稿では、「清初」という語句を建国から順治朝までを指すものとして使用する。
- 3) 「連旗制」という語が最初に用いられたのは、孟森 1936 の中においてである。
- 4) 八旗制度の構造と皇帝、旗王に関する研究としては、孟森 1936 の他に、細谷 1968、阿南 1980、杜家驥 1998、杉山 2001a などがある。
- 5) 代表的な研究としては、陳文石 1968、杜家驥 1998、王景澤 2002、姚念慈 2008 などがある。
- 6) 杉山 2008、39～40 頁。
- 7) 磯部 2008 参照。
- 8) 磯部 2009、逆頁 36～37。
- 9) 『太宗実録』 卷七、天聰四年五月己丑の条。なお、満文ではこの部分は、「*usin, uksin saca, beidere weilere ilan jurgan* (田地、甲冑、審理すべき罪、この三つの部)」となっている (『満文太宗実録』 卷七、天聰四年五月初九日の条)。
- 10) 陳文石 1968、445～446 頁、王景澤 2002、166～169 頁。
- 11) 『太宗実録』 卷十、天聰五年十二月辛卯の条。なお、ここで寧完我は、同年三月に設置された六部について、それを補う役所として新たに六科や翰林官、通政官を設けて、さらに中華式の政治制度を整えることを主張している。
- 12) 『太宗実録』 卷八、天聰五年三月乙亥朔の条。
- 13) 『満文太宗実録』 卷八、天聰五年三月一日の条。
- 14) 引用文は、いずれも『満文太宗実録』 卷八、天聰五年三月一日の条。
- 15) 鈴木 2008、逆頁 81～83。
- 16) 杜家驥 1998、132～133 頁。
- 17) 『愛新覚羅宗譜』 乙冊、3154 頁には、ヨトの継夫人はハダ = ナラ (哈達那喇 Hada Nara) 氏のウルクグダイ (呉爾古泰 Urgūdai) の女とある。マンガジの前夫はウルクグダイであるから、この女性がマンガジの女であろう。
- 18) 杜家驥 1998、142 頁。『初集』 卷百三十、鄭親王濟爾哈朗伝でも、「幼くして太祖に宮中に育てらるる。」とある。
- 19) 『愛新覚羅宗譜』 丁冊、8102 頁。
- 20) 杜家驥 1998、142～143 頁。

- 21) 杉山 2001b、31 頁。
- 22) 『太宗実録』 卷四十七、崇徳四年六月戊子の条の太宗の言葉に、「岳託幼き自り皇妣太后の恩育せらるる所と為り、朕亦愛し之を撫す。」とある。
- 23) 『愛新覚羅宗譜』 乙冊、3381 頁。
- 24) 岡田 1972、440 頁。
- 25) 杜家驥 1998、102 ~ 103 頁。
- 26) この部分は、満文では、「cooha, jeku i jurgan (兵、穀物の部)」とあり、これは漢訳の兵部と戸部に相当する表現である。
- 27) 『太宗実録』 卷九、天聰五年七月庚辰の条。
- 28) 離主条例については、杜家驥 1998、103 ~ 105 頁などを参照。
- 29) 例えば、正藍旗旗王のマンゲルタイ一族の罪状を告発して、正黄旗に異動したレンセンギ (冷僧機 Lengsengi) や、鑲紅旗旗王のショト (碩託 Šoto) を告発して正藍旗に異動したサビガン (薩璧漢 Sabigan)、鑲紅旗旗王のドウドウ (杜度 Dudu) を告発して正藍旗に異動したフラクタ (富喇克塔 Fulakta) などの事例は、太宗にとって警戒する有力な旗王に打撃を与え、属下の旗人を自己の勢力下に異動させる役割を果たしていると思われる。なお、マンゲルタイ一族の処罰と、事件におけるレンセンギの役割については、杉山 1998 を参照。
- 30) 例えば、注 27 で挙げたサビガンは、義兄弟 (夫人同士が姉妹) である正藍旗旗王アバタイの属下に異動しているし、フラクタは、同族のジャン河地方のゴロロ (郭絡羅 gorlo) 氏が多く属する正藍旗に異動している。
- 31) 杉山 2008、40 頁。
- 32) この点については、杉山 2001b 参照。
- 33) 杉山 2008、39 ~ 40 頁。
- 34) 磯部 2008、343 頁。
- 35) 『星源集慶』 太宗諸妃の項。および『弘毅公家譜』のエイドゥ諸子の項。
- 36) 『世祖実録』 卷四、順治元年四月戊午朔の条に、ホーゲの言葉として、「図爾格公、素より我と善し。」というものがああり、トゥルゲイはホーゲと親密であったようである。トゥルゲイを中心としたホーゲ擁立派については、磯部 2006、73 ~ 74 頁、77 ~ 80 頁、および磯部 2007、逆頁 9 ~ 10。
- 37) 鴛淵 1958、8 ~ 9 頁、阿南 1974、468 頁、杉山 2001、26 頁。
- 38) 『仁祖実録』 卷二十五、仁祖九年閏十一月壬戌の条。
- 39) 『内国史院檔』 天聰七年十月十日の条 (『内国史院檔 天聰七年』 166 ~ 167 頁)。
- 40) 『太宗実録』 卷五、天聰三年十一月己丑の条。なお、後にバドゥリが陣没した際に、太宗は大いに嘆き悲しんでおり (『太宗実録』 卷十九、天聰八年八月甲戌の条)、このことからバドゥリが太宗に近い旗人であったことがうかがえる。
- 41) 『太宗実録』 卷十、天聰五年十一月丙戌の条。
- 42) 杉山 2009、139 頁。
- 43) 『老檔』 天聰六年八月八日の条 (『老檔』 V、太宗 2、838 ~ 839 頁。『原檔』 第八冊「地字檔、234、235 頁)。
- 44) 陳文石 1968、453 頁。
- 45) 『老檔』 崇徳元年八月十日の条に、
成親王 (ヨト) は、「肅親王 (ホーゲ) が、我が言は何でもイチェンゲが間諜し、汝の言は何でもムチェンゲが間諜として皇帝に上奏している、と言った。」と旗の主ナムタイに告げ……
とあり、部の王が啓心郎を快く思っていなかったことがうかがえる (『老檔』 VI、太宗 3、1224 ~ 1225 頁。『原檔』 第十冊「日字檔」、376、377 頁)。なお、この文中のムチェンゲ (穆成格 Mucengge) は兵部の啓心郎であるが、イチェンゲ (宜成格 Icengge) に関しては、啓心郎かどうかは定かではない。姚念慈 2008 では、イチェンゲをこの時ホーゲが管轄していた戸部の啓心郎とするが、その根拠は特に示していない (222 頁)。
- 46) 例えば、ジャムバは崇徳初年は内秘書院の学士であり、キチュンゲ (祁充格 Kicungge) は順治年間に

は内弘文院の大学士となっている。これについては、磯部 2008 参照。

- 47) 例えば、『太宗実録』卷二十、天聰八年九月辛未の条や、同卷五十三、崇徳五年十一月乙酉の条、同卷五十八、崇徳六年十二月辛酉の条など。
- 48) これら内三院の官人の出自に関しては、磯部 2008、342～343 頁。
- 49) 『太宗実録』卷四十七、崇徳四年六月壬寅の条。
- 50) 『太宗実録』卷四十六、崇徳四年五月辛巳の条。
- 51) 『通譜』卷七、綏分地方馬佳氏、錫哈巴克什伝。なお、その他の啓心郎の出自としては、礼部啓心郎のキチュングはウス（烏蘇 Uusu）氏の出身（『清史稿』卷二百四十五、祁充格伝）、刑部啓心郎のエルケトゥは費德里地方のナラ（納喇 Nara）氏の出身で鑲黄旗人である（『通譜』卷二十四、各地方納喇氏、奇排達爾漢伝、および『滿文内国史院檔』崇徳三年七月二十日の条）。
- 52) 例えば、『滿文内国史院檔』崇徳三年二月初三日の条（『清初内国史院滿文檔案訳編』上冊 282 頁）、同崇徳三年八月二十九日の条（『清初内国史院滿文檔案訳編』上冊 367～370 頁）など。
- 53) 『太宗実録』卷四十七、崇徳四年六月壬寅の条。
- 54) 『老檔』Ⅵ、太宗 3、1201 頁（『原檔』第十冊「字字檔」、348 頁）。
- 55) 『老檔』Ⅴ、太宗 2、688～689 頁（『原檔』第八冊「地字檔」、101～102 頁）。
- 56) 『老檔』Ⅶ、太宗 4、1362～1363 頁（『原檔』第十冊「字字檔」、551～552 頁）。
- 57) 『滿文内国史院檔』崇徳三年七月十六日の条（『清初内国史院滿文檔案訳編』上冊 334～335 頁）。
- 58) 例えば、『太宗実録』卷二十三、天聰九年六月辛卯の条や、同卷三十三、崇徳二年正月壬寅の条、同卷六十四、崇徳八年三月丙申の条など。
- 59) 『老檔』Ⅴ、太宗 2、830 頁（『原檔』第八冊「地字檔」、228 頁）。
- 60) 『内国史院檔 天聰八年』279～280 頁。
- 61) 『内国史院檔 天聰八年』308 頁。
- 62) 『滿文内国史院檔』崇徳三年三月初六日の条（『清初内国史院滿文檔案訳編』上冊 287～288 頁）。
- 63) この他、杜家驥 1998 では、『老檔』天聰六年八月初八日の条にある、
各部の法令を布告するには印を使用せよ。……如何なる命令書にも各部の印を使用せよ。
という太宗の言葉から（『老檔』Ⅴ、太宗 2、839 頁。『原檔』第八冊「地字檔」、235 頁）、六部がハンに対して直接責任を負う機関であり、六部の王といえどもハンの印がなければ政務を処理出来なかったことを指摘し、六部設置によってハン権力が強化されたとする（97～98 頁）。
- 64) 姚念慈 2008、235 頁。
- 65) 『内国史院檔』天聰七年十月十日の条（『内国史院檔 天聰七年』166～167 頁）。
- 66) 『旧檔』天聰九年六月十一日の条（『旧檔』1、179 頁。『原檔』第九冊「滿附三檔」、234～235 頁）。
- 67) 『旧檔』天聰九年八月初七日の条（『旧檔』2、240 頁。『原檔』第九冊「滿附三檔」、320～321 頁）。
- 68) 『太宗実録』卷四十八、崇徳四年八月辛亥の条に、「岳託奏聞を待たずして、私に本部参政を易え、且つ私に本旗の間散の人に、応に官を以て授くべしと言う。」とある。
- 69) 『滿文内国史院檔』崇徳三年八月十日の条（『清初内国史院滿文檔案訳編』上冊 353 頁）。
- 70) 磯部 2007、逆頁 16～17。
- 71) 『老檔』天聰六年正月十九日の条（『老檔』Ⅴ、太宗 2、669 頁）。
- 72) 姚念慈 1996、250 頁。
- 73) 例えば、陳文石 1968、500～508 頁、杜家驥 1998、158～164、174～177 頁など。
- 74) 磯部 2007、逆頁 6～7。
- 75) 先行研究においては、六部に任用された旗王のうち、ヨトについては、天聰末年から崇徳年間になって、その関係に変化が見られることが指摘されている。太宗支持の旗王であったヨトも、三大ベイレ失脚後に太宗がより君主権力を高めるための次なる標的となり、崇徳年間に至って次第に太宗の抑圧を受けるようになったといい（杜家驥 1998、158～160 頁）、実際ヨトは崇徳年間になってしばしば処罰を受けており、爵位も親王から郡王、次いで多羅貝勒に降格されている（『太宗実録』卷三十、崇徳元年八月辛巳の条、および『老檔』崇徳元年八月十日の条〔『老檔』Ⅵ、太宗 3、1223～1231 頁〕）。しかしながら、これだけの事例でもってヨトが太宗に疎んじられたとするのはやや飛躍がある。ヨトは崇徳年間に貝勒に降格されて

いるとはいえ、引き続き兵部を管轄しており、『太宗実録』崇徳五年十二月己酉の条にある鑲紅旗旗王ドゥドゥ（杜度 Dudu）の発言においても、ヨトやヨトの長子のロロホン（羅洛宏 Lolohon）の失態を列挙した上で、

羅洛宏の父岳託、阿蘭柴の首告して罪を獲ると雖も、猶お郡王に封ぜられ、羅洛宏猶お貝勒の爵を襲う。

と、二人が太宗に厚遇されていることが言及されており（『太宗実録』卷五十一、崇徳五年十二月己酉）、ヨトが崇徳年間においてなお太宗に重んじられていたことがわかる。ヨトの長子ロロホンは崇徳末年になって度々太宗からの処罰を受けているが（『太宗実録』卷六十四、崇徳八年正月辛酉の条、および同卷六十五、崇徳八年八月丙寅の条）、ロロホンの事例は太宗の影響下にあったアバタイや太宗の長子ホーゲ同様、訓戒的な意味合いが強く、爵位を降格されたとしても、すぐに復爵したり、あるいは結局は降格を免じられたりしていることから、太宗の抑圧を受けていたとまではいえず、ヨトの死後はロロホンが鑲紅旗における太宗支持の旗王であったと思われる。

76) 磯部 2008、344 頁。

77) 杉山 1998、28～29 頁、楠木 2006、15 頁。

78) 劉小萌 1995、343 頁。

79) 王景澤 2002、177～178 頁。

80) 『太宗実録』卷四十二、崇徳三年七月丙戌の条、および王景澤 2002、174～175 頁。

81) 磯部 2009、逆頁 50～51。

82) 太宗と各旗のグサ＝エジェンの関わりについては、別稿にて詳述している（「太宗・順治朝におけるグサ＝エジェンとその役割」『満族史研究』9号掲載予定、近刊）。

83) 杉山 2008、40 頁。

参考文献

- 阿南惟敬 1969「清初総兵官考」『清初軍事史論考』甲陽書房、1980（原載・『防衛大学紀要』19）
- 磯部淳史 2007「清朝順治初期における政治抗争とドルゴン政権－八旗制度からの考察を中心に－」『立命館東洋史学』30
- 2008「清初入関前の内三院について－その構成員を中心に－」『立命館文学』608
- 2009「順治朝における皇帝・旗王関係についての一考察－順治八年～十二年の政局をめぐって－」『立命館東洋史学』32
- 王景澤 2002『清朝開国時期八旗制度研究・1583－1661』長春、吉林文史出版社
- 王冬芳 1988「清初“啓心郎”官制初探」『民族研究』54
- 岡田英弘 1972「清の太宗嗣立の事情」『モンゴル帝国から大清帝国へ』藤原書店、
- 2010（原載・『山本博士還暦記念東洋史論叢』山川出版社）
- 鴛淵一 1950「清初に於ける清室内紛に関する研究－特に太宗を中心として－」『石浜純太郎博士還暦記念東洋学論叢』
- 楠木賢道 2006「天聰八年のチャハル部・華北遠征とマンジュ国の構造」『清朝における満・蒙・漢の政治統合と文化変容』（平成14年～平成17年度科学研究費補助金研究成果報告書）
- 沈一民 2006「啓心郎与清初政治」『史学月刊』308
- 杉山清彦 1998「清初正藍旗考－姻戚関係よりみた旗王権力の基礎構造－」『史学雑誌』107-7
- 2001a「八旗旗王制の成立」『東洋学報』83-1
- 2001b「清初八旗における最有力軍団－太祖ヌルハチから撰政王ドルゴンへ－」『内陸アジア史研究』16
- 2007「大清帝国支配構造試論：八旗制からみた」『近代世界システム以前の諸地域システムと広域ネットワーク』（平成16年～平成18年度、科学研究費補助金〔基盤研究〔B〕〕研究成果報告書）
- 2008a「清初八旗制下のマンジュ氏族」細谷良夫編『清朝史研究の新たなる地平－フィールドと文書を追って－』山川出版社

- 2008b 「大清帝国の支配構造と八旗制～マンジュ王朝としての國制試論～」『中国史学』18
- 2009 「大清帝国の支配構造－マンジュ（満洲）王朝としての－」岡田英弘編『清朝とは何か』（別冊『環』⑩）藤原書店
- 鈴木真 2008 「清初におけるアバタイ系宗室－婚姻関係を中心に－」『歴史人類』36
- 趙志強 2007 『清代中央決策機制研究』北京、科学出版社
- 張晋藩・郭成康 1988 『清入関前国家法律制度史』瀋陽、遼寧人民出版社
- 陳文石 1968 「清太宗時代的重要政治措施」『明清政治社会史論』下冊、台北、台湾学生書局、1991（原載・『歴史語言研究所集刊』40上）
- 杜家驥 1998 『清皇族与国政關係研究』台北、五南圖書出版公司
- 2008 『八旗与清朝政治論稿』北京、人民出版社
- 細谷良夫 1968 「清朝に於ける八旗制度の推移」『東洋学報』51-1
- 増井寛也 1998 「明代建州マギヤ・ハラ考」『立命館文学』554
- 三田村泰助 1941 「清の太宗の即位事情とその君主権確立」『東洋史研究』6-2
- 姚念慈 2008 『清初政治史探微』瀋陽、遼寧民族出版社
- 劉小萌 1995 『滿族從部落到国家的發展』（2001年の再版、原題『滿族的部落与国家』長春、吉林文史出版社）瀋陽、遼寧民族出版社
- 『愛新覺羅宗譜』 1938 『愛新覺羅宗譜』（全8冊、附『星源集慶』）奉天（瀋陽）、愛新覺羅修譜處
- 『清実録』 1964 『大清歴朝実録』台北、華文書局
- 『老檔』 1955-1963 満文老檔研究会訳注『満文老檔』（太祖朝3冊、太宗朝4冊）東洋文庫
- 『旧檔』 1972-1975 神田信夫等訳『旧満洲檔 天聰九年』（I・II）、東洋文庫
- 『清史稿』 1977 『清史稿』（全48冊）北京、中華書局
- 『初集』 1985 『八旗通志初集』（全8冊）長春、東北師範大学出版社
- 『盛京刑部原檔』 1985 『盛京刑部原檔』北京、群衆出版社
- 『通譜』 1989 『八旗満洲氏族通譜』瀋陽、遼瀋書社
- 『内国史院檔』 1989 中国歴史第一檔案館編『清初内国史院満文档案訳編』（全3冊）北京、光明日報出版社
- 2003 東洋文庫清代史研究室訳注『内国史院檔 天聰七年』東洋文庫
- 2009 東洋文庫東北アジア研究班編『内国史院檔 天聰八年』東洋文庫
- 『満文内国史院檔』 1989 『満文内国史院檔』北京、中国歴史第一檔案館
- 2003 『順治朝満文内国史院檔』北京、中国歴史第一檔案館
（ともにマイクロフィルム資料、筑波大学中央図書館所蔵）
- 『原檔』 2005 馮明珠主編『満文原檔』（全10冊）、台北、沉香亭出版企業社
- 『満文太宗実録』 順治初纂満文本『大清太宗文皇帝実録』（マイクロフィルム資料、東洋文庫東北アジア研究室所蔵）

※ 本稿における満文史料の訳文は、基本的には上述の訳本によったが（一部都合により表記を改めた箇所もある）、『満文内国史院檔』、および『満文太宗実録』については拙訳を用いた。

（本学大学院研究生）